

○議長 辻本 一夫君

まず7番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

7番、公明党の松岡泉です。通告書に従いまして一般質問させていただきます。

30分ということですので、今回は件名を1つに絞りまして質問させていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

今回、件名、子供の健全な育成のための環境づくりについてでございます。

2020年の全国での自殺した児童・生徒の数が前年比で約4割増の479人に上り、過去最多だったことが分かりました。また、18歳未満の子供への児童虐待も30年連続で増え続け、2020年度は過去最多の20万5,029件に上っております。子供たちを取り巻く環境は一段と厳しさが増してる状況ではないかと思えます。子供たちの健全な育成の課題となっている子供を取り巻く問題は、家庭の問題や学校の指導の問題として今までは片づけられる傾向が強かったのではないかと考えられます。

しかし、国際的には子どもの権利が提唱される中、国内でも近年の子供をめぐる様々な問題が注目を集め、子どもの権利を基本に据えた法整備などが次々に行われているところでございます。問題の解決は、何よりも子どもの権利の問題として、あくまでも国や地方自治体の責務として取り組んでいく必要があるのではないかと私は考えます。そういうことで、現在、町はこれらの問題にどのように対応しているのか、また、問題解決の道筋を今後どのように描いているのかをお伺いしてまいります。

今回、資料を配付させていただきました。1枚でありますけれども、表のほうが児童・生徒の自殺者の推移であります。令和2年までになっておりますので3年度はあれですけれども、実態がここに表示しておりますので御覧ください。なお、特にですね、突出して高校生の女性ですね、生徒の自殺者が増えていると。約2倍ぐらい増えている状況にありますので、裏側には高校生の自殺者数の推移を掲載させていただきました。特に注目される点は高校の女子生徒じゃないかなと思われましても、いずれにしましてもここに御覧のとおり、年々ですね、増え続けているということでもあります。

令和2年は479人ですけれども、元年は339人と徐々に増えておるんですけども、ここ1年は非常にですね、増えてる傾向にあるのではないかと思います。先ほども言いましたように、高校の女子生徒につきましては138人と倍増傾向にあると。なお、コロナ禍の長期休校が明けた6月、8月が突出して多かったと。例年は8月ぐらいだと思うんですけど、今回は令和2年についてはコロナ禍の関係で休校しておりましたので、その明けた6月に突出して多かったということでもあります。479人のうち小学生は14人、前年比は8人の増であります。中学生136人、

令和3年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

同40人の増、高校生は329人に至っており、同じく92人が増えております。高校生は男子が191人、21人増で、女子は138人、71人が増えております。

また、虐待事案も年々増加しております。いじめについてはですね、休校とかあった点が考えられるんですけども、コロナの影響で2019年度は9万5,333件減少した状況で、それでも51万7,163件あったと、そういった状況にあります。また、小学校の不登校が前年よりも8.2%増加しております、19万6,127人で過去最高であったようであります。

そういったことでこの状況を踏まえ、町はですね、この発生状況を見てどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

では、お答えいたします。厚生労働省の自殺対策白書の資料の中で、18歳以下の自殺の特徴として学校の長期休業明けに増える傾向にあり、この時期にかけて学校として児童・生徒の自殺予防について組織体制を整え取組を強化することは、児童・生徒の尊い命を救うことにつながるとされ、文部科学省からも同様の通知文が出されているところです。

特に昨年は、コロナ禍での長期にわたる学校の臨時休業や外出の自粛要請などにより、家庭環境の変化、社会全体の混乱、経済状況の悪化などによる各世帯・親への影響というのが子供にも波及していて、家庭が子供にとって安心・安全な居場所でなくなっているのではないかと危機感を感じています。このため、各学校においても児童・生徒のちょっとした変化を見逃さないように努めているところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

答弁によりますとですね、危機感は感じてますよという答弁だったと思いますけれども、私自身としてはですね、どの程度の危機感かというところなんです、町としてはですね、この危機感ですけども、深刻に捉えてですね、今後のですね、方策の必要性をどのように、まあ要るのか要らないのか、何もやらないのかという話なんです、その点はいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

この問題につきましては、社会的な問題として深刻に捉えているところでございます。各学校

令和3年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

においても生活アンケート、児童・生徒に対するアンケートであるとか、子供たちに対する教育相談などの取組を日々努めております。それを着実に進めていくこと、その取組の結果を学校ぐるみで共有化し、必要に応じて町の福祉部局等との連携を図っていくという取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

この捉え方が、やっぱり私は最終的には町の方向性が位置づけられるかと考えるので、重要な点だと思うんです。危機感がなければですね、深刻と捉えなければ町は何も方策を講じないということになりますので、確認させていただきました。

それでは早速ですけどもですね、全国的な状況については今る述べました。それではですね、町のですね、いじめや不登校の発生件数は現在どのようになっているのか、現状について答弁お願いします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

学校管理下におけるいじめや不登校の発生事案については県の教育事務所へ報告していますので、その内容に基づいてお答えいたします。まず、いじめですが、令和2年度は6件で前年度より2件減っています。不登校の児童・生徒ですが、17人で前年と同数ですが不登校の兆候がある児童・生徒数は23人で、前年度より12人増えています。

このように、いじめが減り、不登校が増加しているという傾向にあると考えているところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

町の状況を今お伺いしましたけどですね、全国的に見たらですね、いじめですけど、1,000人当たり、1年間ですよ、37件。これはどの程度かといいますと、実は一学級1件、年間にですね、いじめについては発生している状況にあるわけですね。コロナ禍にあっても、いじめのほうは減ってるんですけども、それでも深刻さは変わらない。数は減ってるんでしょうけども、いじめは引き続きですね、行われてるという認識がある。これもメディアの放送によりまして結構そういうようなのがあるということで、問題視されてるところであります。

またですね、不登校については小学生がですね、6万3,350人。前年比で1万人も増えていると。中学生は13万2,777人。同じく前年比から比べると4,855人増えている。で、不登校生なんですけど、不登校生のうちですね、55%が90日以上長期欠席をしていると。不登校ですので30日超えると不登校という形になると思うんですけど、多くですね、不登校生の者が90日、長期も休んでるよということになります。これを1,000人当たりで換算しますと20.5人。いじめからすると半分近くですので、二学級に1人ですね、そういった不登校の児童・生徒がいるような状況と。それでですね、あとコロナ禍の感染があったためにですね、この年は30日以上出席しなかった子供たちは2万905人いたということなんですけど、そういう厳しい状況が続いているということを確認する必要があると思います。

そういうことで、こういった状況に対してですね、町は具体的にですね、どのように対応しているのか、ここで聞きしたいと思います。お願いします。

**○議長 辻本 一夫君**

学校教育課長。

**○学校教育課長 木本 拓也君**

いじめや不登校など生徒指導上の問題に対する際、各学校では教職員が児童・生徒の内なる思いに耳を傾けることを念頭に置いた対応に努めています。主な取組としては3つ。

1つ目が児童・生徒の状況確認です。欠席しがちな児童・生徒に対して、欠席した日に担任や補導教員が家庭へ電話連絡などを行い、児童・生徒の状況を確認しています。

2つ目はアンケートです。小学校では、いじめに関するアンケートを毎月行っています。また、学校生活なども含めた生活アンケートを学期ごとに行っています。中学校では生活に関するアンケートを毎月行い、いじめに特化したアンケートを学期ごとに行っています。

3つ目は教育相談の取組です。これは、担任が学級の児童・生徒全員に実施しており、特にアンケートの記載内容などで担任が気になる児童・生徒に対しては、時間をかけて相談に応じています。

これらの取組の状況は、学校での生徒指導委員会や小中学校と教育委員会が合同で毎月開催している生徒指導委員会などで状況を共有し、組織的に対応しています。必要に応じて担任やスクールカウンセラーによるカウンセリングやスクールソーシャルワーカーによる家庭訪問などを行い、また福祉課や健康・こども課、児童相談所などとも連携して、児童・生徒が孤立しないように努めています。

生徒指導上における様々な問題は家庭が抱えている問題に関することも多く、中長期的に取組を求められるケースがあります。しかし、教育委員会や学校での取組は基本的に児童・生徒の在学中に限定され、卒業後は担任やスクールソーシャルワーカーが個別に対応しているというのが

令和3年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

現状です。このため、児童・生徒の卒業後の生活を見据えた支援をどのように継続していくのが課題だと考えています。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、お伺いしましたらですね、町としてはこういったいじめ、不登校のそういった対応に関してはアンテナを巡らせてですね、特にいじめの問題なんかそうだと思うんですけどアンテナを巡らせてですね、早めに情報を収集して適切な対応をやっている。まあ当然のことながらそういった非常態勢なりが重要だと思うんですけど、適切にやってるよということが報告だと思うんですけど。

その中でですね、今回出てきた中でスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーの活躍も体制の中に組み込まれているということなんですけど。それと、あと連携が特に重要だと思うんですけど、学校教育課だけじゃなくして福祉とか健康・こども課、未就学の子供たちも関係ありますので、これ虐待関係とかありますので、そういうものを含めて考えるとですね、このスクールソーシャルワーカーの活用とカウンセラーの活用状況、これの訪問等のもので、家庭訪問件数をお伺いします。

それともう1つは、それ以外の連携要領のところでは健康・こども課も含んだですね、児童相談所との連携はどのように行われているのか、関連質問で質問いたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

昨年度のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの相談件数ということでお答えさせていただきます。スクールカウンセラーへの相談件数は延べで294件、そのうち面談を行った件数は217件です。スクールソーシャルワーカーによる相談件数は、これも延べで416件です。

いじめを含め、児童・生徒の様々な問題行動への対応については、児童・生徒と教師との人間関係が基本となります。併せて学校の教職員同士での連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携、学校と家庭との連携などにより問題の早期発見・早期対応を図る必要があります。また、問題を抱える児童・生徒一人一人に応じた指導・支援を積極的に進めていく必要があります。また、内容にもよりますが教育委員会や福祉課、健康・こども課や児童相談所との関係機関の連携もあります。場合によっては、個々の事例に関するケース会議という形で集

令和3年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

まって対応を考えることもございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今後ともですね、そういった体制をしっかりと構築していただきまして、そういった防止を、子供たちを見守り、擁護していただきたいと思います。

子どもの権利に関してはですね、権利条約が日本においても1994年4月に批准されておりました、5月から発効している状況にあると。またですね、国内法につきましても児童福祉法が逐次改正をされるなどの法の整備が進められておるわけでありまして、特に児童福祉法についてはですね、第1条において「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と、確実にそういった条約の基本となるベースとなるものがここに表記されて、しっかり取り組んでいくということが児童福祉法にも整備されている。また、教育機会確保法ですけども、これは不登校の子供たちの対応のそういった法整備も、教育上では行われているところであります。そういった中でありまして有識者からはですね、子どもの権利を保障し促進するための法的・制度的整備にとって不可欠なのは、子どもの権利基本法であると。しかしながら、残念ながら今のところこの法が制定されておられませんので、我が公明党につきましてもですね、こういった有識者からの要望等も含めながらですね、基本法の制定へ向けて頑張っているところであります。

またそういったところでありますけれども、条例の制定についてはですね、これは地方自治体で制定することが可能です。そういったことで、これについてはですね、1,800地方自治体の中でまだかなりですね、条例の制定についてはあまり多くはないと。まあ70ぐらいのあれなんですけれども、子どもの権利に関わる条例は、その他の条例に関わるものについてはですね、半数の自治体が何らかの子ども権利に関わる条例を制定しているということでもあります。私は基本的にはですね、この子ども権利に関わる総合条例をですね、町のほうでは制定すべきではないかと考えているわけです。近くではですね、県内では志免町が平成19年4月1日、それからですね、筑前町が平成21年、宗像市がですね、平成24年の4月1日、それから那珂川町が那珂川市になりまして、令和3年の今年度4月1日に条例を制定してるわけですね。

そういうことで、条例が中に入らないとですね、なかなかそういった法整備、体制が整わないという状況にありますので、町についてですね、この基本条例の制定についての方向性についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

子どもの権利条例の制定の方向性についてお答えいたします。子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約「子どもの権利条約」は、子供の生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しており、我が国では1994年に批准・発効されていますが、いまだに同条約に基づく基本法が制定されていません。

本町におきましては、平成28年第1回定例会におきまして「地域福祉計画や子ども・子育て支援計画を策定し対応しているため、現状では新たに条例の制定は行いません。」といった旨の回答をいたしました。しかしながら、現在コロナ禍において子どもが成長していくための権利を守ることが一層求められており、町としては、まず国が基本法の整備を行い、それに基づき各自治体が条例制定を行うことが事業を広域的かつ円滑に進めていく上で最良の手段であると考えています。このようなことから、今後は国の動向に注視し、条例制定等について検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

町のスタンスがここで問われるわけですけど、答弁によりますとですね、基本的には国が基本法を制定しなさいよと、その後から町はそれに付随してですね、やっていこうじゃないかと。先ほど私はここで聞いたわけですね。町としてのですね、危機感ほどの程度かと。それがちょっと私は甘いんじゃないかと思うわけですよ、ここでは。受動的にはそうですね。やっぱり国とか県が条例を定めたら、それに付随してですね、追随するような形が多いわけですよ。そりゃ理想的にはそうです。でも、今の状況は厳しいわけですね。

1番初めに確認させていただきました。「町はどのようにその辺りを受け止めているんですか。」と。そしたら「危機感を持ってますよ。」、その程度でいいのかというのが問題なんですよ。やはり、先ほど申しました筑前町とかですね、宗像市、那珂川市というのはまだ基本法ができていない中で、やっぱり子供を守ろうと、町の子供を守ろうということで条例をつくったわけです、基本条例を。町はそこをですね、待っとくのかということが私は大きな問題なんですけど、そういう受動的な立場でいいのかどうかをちょっとここで伺いいたします。考えないのかと、そういうことで答弁をお願いします。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

現在、福岡県におきましては6自治体が子どもの権利に関する条例を独自で制定しています。先ほども申しましたが、コロナ禍におきましては子どもが成長していくための権利を守ることが一層求められている現状も踏まえて、まず、この6自治体に条例制定の背景や現状を確認させていただき、芦屋町の条例制定の方向性を再検討したいと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

是が非でもですね、制定をお願いしたいと思います。町がやっぱり将来の町を担う子供たちをですね、いかに育てるか。特に芦屋町は教育に力を入れてますし、そういった町の宝である、また国の宝である子供たちをしっかりと擁護していく必要があると私は思います。

次ですけども、第三者機関の設置の必要性について伺っていきたく思うんですけど、この擁護機関の設置につきましてはですね、国連のほうからも再三ですね、日本のほうにも勧告されてるわけですけど、この子どもの権利擁護機関といいますのは条約の一般原則を守る1つの機関であります。機能としてはですね、第1に個別救済、第2に提案・勧告による子どもの権利を守るための制度改善、第3に行政から独立した立場から子どもの権利が守られているかの監視、そして第4に子どもの権利の普及・啓発・教育、こういったことをやるのがこの機関でございます。単なる相談窓口ではありません。救済、そういった支援をするのがこういった機関なわけですけども、調査することもできますし、関係する機関に対してですね、是正・制度の改善を求めることもできると。勧告・意思表示もできると、そういった機関でございます。

ただ、こういった機関を設置しているところはですね、やっぱり条例に基づいて設置しております。我が町もまだ設置しておりませんので、そういった機関がどうなっているのかちょっと心配されるところです。そこでお伺いしますけれども、子どもの権利擁護に関しての相談窓口はどこになりますか。お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

お答えします。子どもの権利擁護についての相談窓口は、まず子育て支援係となります。相談の内容により、円滑な解決を図るべく教育委員会や福祉課等関係課や、保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校及び児童相談所等関係機関と連携して対応していくこととなります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

それではですね、先ほども言いました第三者機関の中のこういった子どもの権利に関する周知の徹底、普及・啓発、教育についてはどのようにしておりますか。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

芦屋町では、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間や児童虐待防止推進月間の際に、広報紙等で相談窓口の周知や子どもの権利擁護に関する普及・啓発等を行っています。また、教育委員会では定期的に教職員等を対象として、子どもの権利擁護に関する研修や生徒指導上の危機管理の研修等を行っています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

条約の中の基本理念としてですね、この体制を整えていく上ではアプローチとしてですね、当事者である子供がですね、こういった保障に関して参画する、そういったことがなされなければですね、条約を批准することができないというような状況ですけども、学校現場で子供へのアプローチというのは行われていますでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

子どもの権利条約というテーマでの授業というのはありません。ただ、子供自身の命のことを考える授業ということで、教育課程の中に組み込まれているところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

子供たちもですね、そういった参画することもやらなければ条約を批准できませんので、しっかりこの辺りも条例ができれば組み込んでいただきたいと思います。

それでは最後になりますけど、町の第三者機関の設置、今、条例でありますので設置はしてな

令和3年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

いんですけども、この必要性和、できなければ県への要望等の働きかけができるかできないかについて質問いたします。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

現在、芦屋町では、虐待を受けている子供をはじめとする要保護児童の早期発見及び早期対応を円滑に行うための芦屋町要保護児童対策協議会は設置されていますが、子供が成長していくための権利を総合的に守っていく第三者機関は設置されていませんので、こちらについても条例制定等と併せて検討していきたいと考えています。

また、児童相談所等の関係機関と定期的な情報共有会議を行っておりますので、広域的な子どもの権利擁護のため、県レベルでの条例制定の働きかけを行いたいと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

もう時間がありません。こういったことで、しっかりと体制を整えながらですね、子どもの権利をしっかり守ってまいりたいと思いますので、それを期待しまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 辻本 一夫君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。